

農業委員会で審議された案件です 平成31年4月～令和元年7月

(上段：賃貸借・使用貸借 下段：売買・贈与 単位：件)

案 件 名	4月	5月	6月	7月	令和元年度計
農振法による農用地区域除外申請	0	0	0	0	0
農地法第3条許可申請	0	2	0	0	2
	0	0	0	0	0
農地法第4条許可申請	0	0	0	0	0
農地法第5条許可申請	1	0	0	0	1
	0	0	0	2	2
農用地利用集積計画の決定について	2	7	2	0	11
	0	0	1	0	1
農用地利用配分計画案に係る意見について	0	0	0	0	0
現況証明願	0	0	1	2	3
農地法第3条の3届出書	1	2	1	2	6
農地法第18条第6項合意解約通知書	0	1	0	0	1
農業者年金に関する申請について	5	4	5	3	17

○その他

- 4月 ・農地所有適格法人の要件確認について
- 5月 ・農地所有適格法人の要件確認について
- 6月 ・農地法第30条の規定による農地利用状況調査（一斉）について
- 6月 ・農地所有適格法人の要件確認について
- 6月 ・「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について
- 7月 ・農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）について
- 7月 ・令和元年度玉葱作況調査について



クマにご注意ください！！



クマの目撃情報が多数発生しています。山菜採りや農作業など、クマとの不意の遭遇に十分ご注意ください。なお、クマを誘引する**生ごみ、野菜・果実の廃棄残さ等については、適切な処理を行ってください。**

出没場所等については、ホームページで公開しています。

認定農業者について

農業者が、砂川市農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、砂川市から認定を受けることで、次の支援が受けられるものです。（詳しくは、農政課までお問い合わせください。）

- ・経営所得安定対策
- ・農業経営基盤強化資金
- ・経営体育成支援事業

なお、認定期間が終了される方には、事前に農政課からご案内いたします。

農産加工室の利用について

令和元年10月1日から消費税の引き上げ（8%→10%）が予定されています。これに伴い、利用料が改定となります。

種別	単位	現行額	改定額	備考
		円	円	
加工室	1時間	420	430	
暖房料	1時間	130	130	(11月から4月まで)

